

事務連絡  
令和3年1月28日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

令和2年度第三次補正予算等に係る Q&A について

平素より、母子保健行政に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度第三次補正予算において、第二次補正予算と同様、新型コロナウイルス感染症に対応した事業が計上され、今般、国会において成立いたしました。

つきましては、これらの事業等の実施に当たって参考となるよう、各自治体から問い合わせのあった内容を基に、Q&Aを作成しましたので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村に対しても、周知いただきますようお願い申し上げます

記

- 別添「母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第三次補正予算等に係る Q&A」

(担当)

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課 母子保健係

Tel:03-5253-1111 (内線 4975、4978)

Fax:03-3595-2680

E-mail:boshihoken@mhlw.go.jp

母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第三次補正予算等  
に係るQ & A 第二弾

問1 令和2年12月24日付け事務連絡「母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第三次補正予算に係るQ&A」において、繰越の調整をしている旨の回答があったが、その後の調整状況如何。

(答)

- 1 令和2年度第三次補正予算については、令和3年1月28日に成立し、当事業については、繰越明許費となっています。
- 2 各自治体における繰越については、国から交付決定を受けた後、やむを得ず今年度中に事業が完了せず、繰越事由に該当する場合には、地方繰越となりますので、地方財務局へご相談下さい。その際は、繰越を行う国費について、受入れないようにご留意下さい。
- 3 また、当省としましても、自治体からの申請額が予算額を下回る場合には、予算の残額について、繰越を行う予定となっているため、財務省から繰越が認められた場合は、次年度以降、改めて当該残額に係る交付要綱を発出し、申請を受け付けいたします。

※参考：令和2年12月24日付け事務連絡「母子保健医療対策総合支援事業における令和2年度第三次補正予算に係るQ&A」の該当箇所

問3 令和2年度第三次補正予算は15か月予算と言われているが、妊産婦総合対策事業などのコロナ関係の事業について、どのように執行するのか。実際、補正予算成立後に執行できる時間はあまりないのではないのか。

(答)

- 1 妊産婦総合対策事業など、令和2年度補正予算に計上したこれらの事業については、令和2年度中に執行することが原則となりますが、令和3年度以降も執行できるように、繰越の調整をしています。
- 2 詳細が決まりましたら、改めて各自治体宛ご連絡いたします。

問2 「産後ケア事業を行う施設における感染症拡大防止対策事業（令和2年度第三次補正予算分）」のうち、今般、かかり増し経費等を対象とすることとしているが、どのような経費が対象となるのか。

(答)

- 1 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当、休日勤務手当等の割り増し賃金、非常勤職員を雇い上げた場合の賃金など、感染症対策に関する業務で通常想定していない経費を想定しています。

問3 「産後ケア事業を行う施設における感染症拡大防止対策事業（令和2年度第三次補正予算分）」のうち、実施要綱3（6）に規定されている「その他、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することに資する事業」とは、マスク、消毒用エタノール以外にどのような物品等が対象となるのか。

（答）

- 1 手荒れ用のハンドクリーム、帽子、ゴーグル、エプロン、ガウンなどが想定されます。

<第三次補正予算以外について>

問4 子育て世代包括支援センター開設準備事業において、備品等を購入することは可能か。

（答）

- 1 当該事業は、職員の雇い上げや、協議会の開催に要する費用が対象です。これらの費用以外で、子育て世代包括支援センター事業の開始に当たり、必要となる簡易な修繕や備品の購入については、内閣府所管の子ども子育て支援交付金のうち、利用者支援事業（開設準備経費）をご活用ください。